

様式第2号（第8条関係）

審議会等会議録

会議の名称	加須市防災会議
開催日時	令和7年1月30日（木） 午後2時00分から午後3時10分まで
開催場所	加須文化・学習センター展示室
議長氏名	角田 守良 会長
出席委員	角田 守良 会長、飯野 光則 委員（代理）、蓼沼 信三委員、 高柳 正行 委員（代理）鈴木 勝幸 委員、吉田 有紀彦 委員（代理）、 吉村 正則 委員、田中 聖人 委員（代理）、萩原 利一 委員、 石井 幸子 委員、石川 雄一 委員、増田 浩之 委員、野崎 修司 委員、 野本 朋子 委員、宮寄 秀樹 委員、松永 勝也 委員、増田 英二 委員、 柿沼 順 委員、岩崎 哲也 委員、成田 誠志 委員、田村 禎子 委員、 福田 英幸 委員、戸田 実 委員、稲橋 浩司 委員、斉藤 千恵美 委員、 福田 哲也 委員（代理）、服部 信利 委員、市川 泰吾 委員（代理）、 伊東 哲也 委員、相良 紀章 委員、椎名 秀樹 委員、小熊 彩子 委員、 安杖 正幸 委員（代理）、篠崎 浩之 委員、若山 敬 委員、 小西 七郎 委員、加藤 浩治 委員、眞中 紀 委員、加藤 敏夫 委員、 野口 智章 委員、渡辺 由紀子 委員、大熊 順一 委員、尾高 幸江 委員、 植竹 公子 委員、加藤 美津枝 委員、小山 久夫 委員
欠席委員	筒浦 良昌 委員、小野田 誠 委員、中島 高広 委員、牧 毅 委員、 大竹 義男 委員、小島 武 委員、齋藤 清 委員
会議次第	1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 ・加須市地域防災計画（震災対策編・風水害対策編）改訂（案）について 4 その他 5 閉 会
会議資料の名称	資料1 加須市地域防災計画（震災対策編・風水害対策編）改訂（案）の概要 資料2 加須市地域防災計画（震災対策編）新旧対照表 資料3 加須市地域防災計画（風水害対策編）新旧対照表 その他資料（当日配付） ・災害用備蓄品一覧（資料編抜粋） ・加須市防災会議委員名簿 ・加須市防災会議 席次表 ・加須市地域防災計画改訂（案）等に関する意見（期限：2月14日）
会議の公開又は 非公開の別	公開

非公開の理由	
傍聴者の数	0人
説明者の職・氏名	環境安全部危機管理監 鈴木 崇 環境安全部危機管理防災課長 荒井 健司
事務局職員職・氏名	環境安全部危機管理監 鈴木 崇 環境安全部危機管理防災課長 荒井 健司 危機管理防災課主幹 高橋 一敏 危機管理防災課主幹 井上 考二
会議録の作成方法	☒ 要点記録 ☐ 全文記録
その他必要な事項	

様式第3号（第8条関係）

発言者	会議の内容(発言内容、審議経過、決定事項等)
荒井危機管理防災課長	1 開 会
角田会長	2 あいさつ
	3 議 題
	・加須市地域防災計画（震災対策編・風水害対策編）改訂（案）について
角田会長	それでは、暫時進行役を務めさせていただきます。 まず、次第の議題にありますとおり、加須市地域防災計画震災対策編と風水害対策編、その改定（案）。について事務局から説明を申し上げます。
鈴木危機管理監 角田会長	「加須市地域防災計画（震災対策編・風水害対策編）改訂（案）について」の説明 ただいま事務局から説明をさせていただきました主な改正点でございます。 委員の皆様から何かご質問ご意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。
飯野委員（代理）	被災者支援システムの運用の追加ということがありますけれども、こちらは受援関係にも関わることだと思います。このシステムというのは、市以外の方、例えば他の市、県から受援として受け入れた人たちも、簡単に活用できるようなものなのか。 能登半島地震でも、罹災証明の発行、建物被害調査で結構時間が係っている、これも受援で人、他の自治体の協力を得ながら実施されるところですが、どうしても人が足りないので、結構時間を要してしまう。システムを利用する場合に、他の基準と違うのか、来ても中々使えないという状況にならないような整備が必要かと思いますが、その点、今現状どうなのか分かる範囲でお願いいたします。
角田会長	はい、事務局でお願いいたします。
荒井危機管理防災課長	被災者支援システムにつきましては、内閣府が推奨しているシステムでございます。システムの内容につきましては、要援護者の情報、避難場所の入退所管理、その後のり災被災証明の発行、手続きのできる簡素化するシステムでございます。住基情報を入れた内容になりますことから、対象となるのは加須市民ということになります。導入した市町村につきましては、相互のやりとりができるものにございますので、このシステムを入れた市町村同士が連携して、その業務を担うことは可能でございます。以上でございます。
飯野委員（代理）	分かりました。ということは、被災地に、来られる方が来なくても、リモートで外からも可能ということになるということですか。
荒井危機管理防災課長	こちらのシステムを入れているもの同士でしたら可能となっております。 ただ今回の能登半島地震を受けまして、国としても、これを大幅に推進していくという、方向性が出ましたので順次増加していくと感じております。
角田会長	他にございますか。
篠崎委員	資料1の⑧、女性子供などへの配慮の強化というところに、災害時要援護者や女性、性的マイノリティ等々と書いてありますが、これ外国人は入らないのでしょうか。 普通外国人は、要配慮者に入ると思うのですが。

荒井危機管理防災課長	申し訳ございません。抜けておりましたので、追加をさせていただきます。
篠崎委員	次のページの⑨の救急医療の強化というところで、特に震災の P116 ページを見ていただいてよろしいでしょうか。 震災の P116 ページでは、救急医療班の活動、医療救護所の開設っていうのがあります。発災直後、傷病者が多数発生し、次の状況が想定される場合、医療機関に協力を要請し、医療救護所を開設するとあります。医療救護所を開設する、また運営するための資機材がないと聞いていますが、本当でしょうか。
荒井危機管理防災課長	備蓄品の中には、マスク、消毒などありますが、傷病者すべてに対応する備蓄は、強いてはそろえておりませんが、協定先の事業者や、埼玉県の方でも、すぐに協力要請をいたしまして、必要な物資は確保する予定でございます。
篠崎委員	その際にその医師会に協力が、要請されますが、災害発生時に、人員が診療可能な場合は、そのままの人員で傷病者を治療するというのが基本で、インフラ等の損傷で診療が困難となったが、救護所活動に参加できる場合は、その救護所活動に協力するという方針が以前からありましたが、そのように解釈してよろしいでしょうか。
荒井危機管理防災課長	その通りでございます。もしそういう状況で、医師や看護師が足りない場合は、もちろん埼玉 DMA T や J R A T 等に派遣要請、協力要請を迅速に対応させていただきたいと思っております。
篠崎委員	そこで、特に震災発生時、DMA T が到着するまで、どうしても二、三日かかりますが、その間、医師会員が協力できないという場合には、医療救護所を開設できない、若しくはしないということになるのでしょうか。
荒井危機管理防災課長	状況にもよりますけども、なるべく最善の方法を尽くして対応していきたいと思っております。
篠崎委員	備蓄品の項目で、今日の資料の災害用備蓄品ですが、これに段ボールベッドって書いてないですが、段ボールベッドは用意しないのでしょうか。
荒井危機管理防災課長	申し訳ありません。資料下から 7 行目の簡易ベッドやベッド、こちらの簡易ベッドが段ボールベッドとなっております。
篠崎委員	805 個で足りますか。
荒井危機管理防災課長	埼玉県先のほどの地震の調査によりますと、最大値で避難所に避難される方が 722 名、という想定でございます。 今回避難者は、1,444 名とさせていただいているところですが、残りの 722 名は、避難所外避難者、自宅にいたことが可能だという方等、基本的には、断水により避難所に来ることを想定していますが、家に帰れるという想定もございます。県の試算ですと 722 名が避難所に避難してくるということなので 800 という目標値を立てております。
角田会長	他にございますか。 ～なし～ 今日の議事といたしましては、終了となりますが、その他としまして、この機会に

夢沼委員

皆様から、何かございましたら、お願いしたいと思います。

気象台より1つだけお知らせをしたいと思っております。

題目としましては防災気象情報の改善ということで、気象の警報、注意報、こういったものが、令和8年度、出水期をめぐりに大幅に変わります。

この経緯ですが、防災気象情報に関する検討会と有識者の会議の方で検討させていただきまして、今まで警報注意報というものは、後付で作られたものがあり、例えば土砂災害警戒情報、大雨特別警報というものが、後から作られたもので、非常にいびつな情報になっており、これをよりわかりやすい情報にしようということで提案がありました。これは、6月18日に発表されています。

基本的には、新たな防災気象情報では、避難の警戒レベルが5段階あり、レベルに応じた対応付けをしっかりとすること。

警報等の名称が一番上の5段階は特別警報、その次が4、これは避難指示が必要になるところで危険警報、その次が、高齢者避難が必要となる警報、その次は注意報となること。

洪水関係の情報は、市町村単位で発表していましたが、これからは、大きい河川、利根川、渡良瀬川、荒川指定河川及び水位周知河川に洪水警報、洪水注意報等河川単位で発表とし、その他の小さな河川は、大雨の浸水の警報、特別警報危険警報、この枠組みで市町村単位で発表すること。

これはまだ検討段階ですので、もしかしたら変わるかもしれませんが、今この方向で進めています。

スケジュールは、現在国が検討を進めており、最終的には内閣府作成している避難情報に関するガイドラインの変更が令和7年度中で、その後市町村の地域防災計画や避難マニュアル等の改訂作業が令和8年度に必要になると思われます。また、警報等の名称が変更されますので、市民の皆様に対して広報等必要となると思われます。

気象台の方からは適宜市町村また関係者様の方には情報提供して参りますので、今後ともよろしくお願いいたします。気象台より1つだけお知らせをしたいと思っております。

角田会長

他の委員の皆様からその他で何かございますか。

～なし～

それでは、以上で本日予定されていた議事、4その他まで、すべて終了とさせていただきます。長時間熱心なご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

荒井危機管理防災
課長

閉会

会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。(注)

令和 7 年 2 月 13 日

署名

角田守良